

【機関等名】

皇居外苑管理事務所

【所在地等】

事務所

郵便番号 100 - 0002

所在地 千代田区皇居外苑1 - 1

T E L 03 - 3213 - 0095

F A X 03 - 3201 - 1017

北の丸分室

郵便番号 102 - 0091

所在地 千代田区北の丸公園1 - 1

T E L 03 - 3211 - 7878

F A X 03 - 3218 - 3046

U R L <http://www.env.go.jp/nature/nationalgardens/kohkyo/index.html>

【設置根拠】

環境省組織規則第27条第1項・第28条第1項

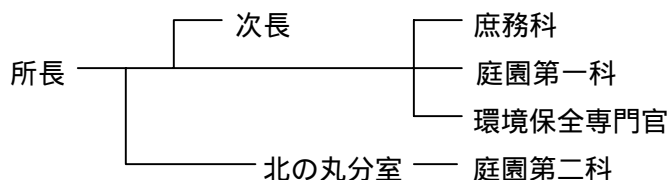
【所掌事務】

公園の維持管理、庭園の設計・管理、利用指導、苑内監視。

【管轄区域】

皇居外苑、北の丸公園

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 環境省大臣官房総務課情報公開室

T E L 03 - 5521 - 8334

F A X 03 - 3593 - 3070

【機関等名】

新宿御苑管理事務所

【所在地等】

郵便番号 160 - 0014

所在地 新宿区内藤町11

T E L 03 - 3350 - 0151

F A X 03 - 3350 - 1372

U R L <http://www.shinjukugyoen.go.jp>

【設置根拠】

環境省組織規則第27条第1項・第28条第1項

【所掌事務】

苑内監視、利用指導、庭園の設計・管理、施設整備、観賞温室・栽培温室の管理、花壇用の花き栽培、洋式園芸の研究、菊の研究栽培、展示、身近な自然とのふれあいの推進、インフォメーションセンターの管理運営、絶滅危惧植物の保護増殖等。

【管轄区域】

新宿御苑

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 環境省大臣官房総務課情報公開室

T E L 03 - 5521 - 8334

F A X 03 - 3593 - 3070

【機関等名】

千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所

【所在地等】

郵便番号 102 - 0075

所在地 千代田区三番町2

T E L 03 - 3262 - 2030

F A X 03 - 3222 - 1657

U R L <http://www.env.go.jp/nature/nationalgardens/chidori/index.html>

【設置根拠】

環境省組織規則第27条第1項・第28条第2項

【所掌事務】

苑内の維持管理、利用指導

【管轄区域】

千鳥ヶ淵戦没者墓苑

【組織】

所長――庶務科

【情報開示請求窓口】

担当部署 環境省大臣官房総務課情報公開室

T E L 03 - 5521 - 8334

F A X 03 - 3593 - 3070

【機関等名】

(環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所)

東京支所

【所在地等】

郵便番号 1 6 0 - 0 0 1 4

所 在 地 新宿内藤町 1 1

T E L 0 3 - 3 3 4 1 - 5 2 0 6

F A X 0 3 - 3 3 4 1 - 5 2 0 7

【設置根拠】

環境省の内部組織に関する訓令第 2 8 条 1 0 項

【所掌事務】

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に関する業務。
 - イ 国設鳥獣保護区の保全・管理等に関すること
 - ロ 鳥獣の捕獲及び捕獲手段に関する許可等に関すること（環境省権限に限る。）など
- (2) 絶滅のおそれのある野生植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に関する業務。
 - イ 国内希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定のための調査等に関すること
 - ロ 国内希少野生動植物種の個体の捕獲等の許可・届出に関すること
 - ハ 特定国内種事業及び特定国際種事業の届出に関することなど
- (3) 自然環境保全法に関する業務。
 - イ 原生自然環境保全地域内の行為に関する許可等に関することなど

【管轄区域】

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県

【組織】

(環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所)

..... 東京支所（生物多様性保全企画官兼支所長）
└── 野生生物科
 └── 生態系保全科

【情報開示請求窓口】

担当部署 環境省大臣官房総務課情報公開室

T E L 0 3 - 5 5 2 1 - 8 3 3 4

F A X 0 3 - 3 5 9 3 - 3 0 7 0

【機関等名】

(環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所)

奥多摩自然保護官事務所

【所在地等】

郵便番号 198 - 0212

所在地 西多摩郡奥多摩町氷川171 - 1

T E L 0428 - 83 - 2157

F A X 0428 - 83 - 2162

【設置根拠】

環境省の内部組織に関する訓令第28条第15項

【所掌事務】

- (1) 自然公園法の規定による許可等の手続きに関する業務及び履行状況又は違反行為の監視、指導に関する業務。
- (2) 国立公園に係る利用指導に関する業務。
- (3) 国立公園に係る公園計画または公園事業の決定又は変更業務等。
- (4) 公園事業に係る施設の整備に関する業務。
- (5) 国立公園に係る美化清掃活動に関する業務。
- (6) 環境省所管国有財産の管理に関する業務。

【管轄区域】

埼玉県(秩父郡両神村、大滝村)、東京都(青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、檜原村、奥多摩町)、長野県(南佐久郡川上村)、山梨県(甲府市、塩山市、東山梨郡牧丘町、三富村、中巨摩郡敷島町、北巨摩郡須玉町、北都留郡小菅村及び丹波山村)

【組織】

(環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所)

└──────────┐ 奥多摩自然保護官事務所

【情報開示請求窓口】

担当部署 環境省大臣官房総務課情報公開室

T E L 03 - 5521 - 8334

F A X 03 - 3593 - 3070